

## 企業主導型保育園における第2子保育料減額措置について

提案内容	<p>現在認可の保育園で実施されている第2子の保育料減額措置について企業主導型保育園においても同等の対応をお願いできませんでしょうか。（保育料半額の措置）同じ雲南市内にある保育施設で同等の基準で設置をされているのであれば適用にはならないのでしょうか。保護者が通勤等送迎の理由で入園を検討した際にも保育料の負担を考えて遠回りする保育園への入園を検討せざるを得ないケースもあるようです。</p> <p>より良い子育て環境を保護者の方ひとりひとりが選択できるよう、より子育て世代の暮らしやすい雲南市となりますようご検討いただければと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
回 答	<p>ご提案をいただきありがとうございます。</p> <p>ご提案をいただきました多子軽減の拡充について、国の基準では、低所得者またはひとり親世帯等の要保護世帯を除き、第2子以降の判定を行うにあたり、保育認定（2号・3号認定）は0歳から5歳までの6年間を対象としています。</p> <p>認可外保育施設である企業主導型保育所ができた背景として、保育サービスの不足や多様な働き方改革への対応不足により、仕事と子育ての両立が難しいという現状を改善するための施策として企業主導型保育事業が創設されております。</p> <p>基本的には企業が自社従業員のために開設される施設ですが、地域枠の受入が可能であることから本市においても希望する認可保育施設に入所できない方が利用されています。本市の子育て環境にご尽力いただいているところではありますが、本市の保育料における多子軽減は、国の基準に基づいた軽減措置としております。企業主導型保育園を含め認可外保育施設をご利用の方への新たな保育料軽減措置を直ちに設けることは困難ですが、いただいたご意見や他自治体の取り組み状況なども参考にしながら、より良い子育て環境の整備に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（回答部署：子ども政策局子ども政策課）</p>